

エコネット

藤沢環境運動市民連絡会議

(略称 藤沢エコネット)



主・藤沢市有機資源再生センター赤字経営
な・武田問題で県開発審査会に申し立て
記・藤沢探鳥クラブ30周年記念講演
事・海洋研究開発機構とは

事務局〒252-0816 藤沢市遠藤849-9 青柳

☎/FAX 0466-87-4922(夜間のみ)

<http://comcom.jca.apc.org/econet/>

海洋研究開発機構による地球シミュレーター

～ 海底の世界にも夢がある ～

横浜市金沢区にある独立行政法人海洋研究開発機構(JAMSTEC)の見学会に参加した。海洋研究開発機構とは海洋を中心とする水圏、海洋と密接に関連する気圏の変動から見た地球環境変動の解明、海底からの観測等による地圏の構造と変動の解明、表層から深海底、地下層の生物圏の構造、役割の解明に向け観測・研究等をしている。

施設は地球環境変動研究 地球内部の動的挙動研究 海洋・極限環境生物圏研究、海洋に関する基盤技術開発 統合国際深海掘削技術開発の総合的な推進を実施している。

玄関を入ると地球深部探査船「ちきゅう」の模型が据えら、説明によるとNHKテレビでも報道された、海底から掘削してコアを取り出し分析調査をする約57000トンの船で、現在熊野灘で調査している。研究員は各国から50名ほどが乗船し調査していとのこと。海面から7000m地下まで掘削し研究を続けている。本部は横須賀にあり、高知県にはコアの保管庫、青森、沖縄にも施設がある。

横浜の施設では、地球シミュレーターが主なもので、建物は65mほど縦横、耐震構造で高速道路からの振動、騒音なども遮断してあり相当の費用がかかっているとの説明もあった。

4階からの見学では、施設全体に大型コンピューターがぎっしりと並べられた施設で、2009年3月に新しくしたコンピューターが稼働して能力アップしたそう。

コンピューターに接続された直径4mほどの地球模型に描かれるシミュレーションは色とりどりにいつも変化し、迫力があり、地球のどこでも地表の温度、風、海流など地球のあらゆる現象をとらえて見ることできる。

地球の気候変動や生態系の変化、植物の生産などの予測もできるシステムで、温暖化防止にも今後いっそう役立つものであり、世界に誇る地球シミュレーターシステムであった。

科学技術の発展は費用がかかるが、未来を展望しての研究所や子どもの夢を育てる施設も必要だと思った次第である。次ページには海洋からの観測船等の一覧を掲示したのでご覧いただきたい。

(日比 遙)

JAMSTECの研究設備

学術研究船

淡路丸

長さ: 51m
総トン数: 610トン
乗員数: 38名

学術研究船

白鳳丸

長さ: 100m
総トン数: 3,991トン
乗員数: 89名

海洋観測船

なつしま

長さ: 67m
総トン数: 1,739トン
乗員数: 55名

支援母船

よこすか

長さ: 105m
総トン数: 4,439トン
乗員数: 60名

海洋観測研究船

がいれい

長さ: 106m
総トン数: 4,517トン
乗員数: 60名

地球深部探査船

ちきゅう

長さ: 210m
総トン数: 57,087トン
乗員数: 150名

海洋観測船

がいよう

長さ: 62m
総トン数: 3,350トン
乗員数: 60名

海洋地球研究船

みらい

長さ: 126m
総トン数: 8,687トン
乗員数: 80名

海底地震総合観測システム

設置場所 北海道釧路十勝沖
深海地帯総合観測ステーション
設置場所 初島沖

深海生物追跡調査ロボットシステム

PICASSO
最大潜航深度 6000m
長さ 20m

最大掘削水深
2,500m

トライトンブイ

CTD採水システム

アルミフロート

無人探査機ハイパードルフィン

最大潜航深度 3000m
長さ 30m

深海曳航調査システム

ディープ・トウ
最大潜航深度 6000m
長さ 35m

海底地震計

深海巡航探査機 うらしま

最大潜航深度 3500m
最大航続距離 300km以上
長さ 35m

有人潜水調査船しんかい6500

最大潜航深度 6500m
長さ 9.5m
乗員数 3名

最大掘削水深
7,000m

無人探査機かいこう7000 II

最大潜航深度 7000m
長さ ランチャー 5m
ビーグル 3m

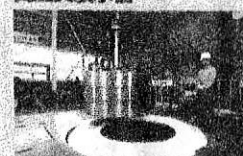
大深度小型無人探査機

ABISMO
最大潜航深度 10,258m

潜水訓練プール



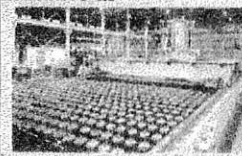
高圧実験水槽



コア保管庫(高圧コア研究所)



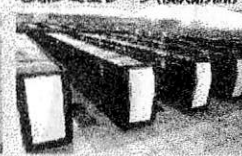
超音波水槽



極限環境生物飼育培養装置



地球シミュレータ(横浜研究所)



ごみ裁判、2度目の結審！

次回判決 10月14日 (水)

—横浜地裁 午後1時15分より—

—8月19日裁判—

結審後の吉田証人再尋問、証人申請を巡って紛糾

8月19日(水)、結審後2回目の法廷が開かれました。傍聴19名、藤沢市側は弁護士は出廷せず環境部の職員が5名指定代理人として出廷しました。(註、市の職員は市長に代わって指定代理人として裁判に出廷できるという地方自治法第153条によるもの)

原告側は、民事訴訟法第249条の結審後過半数以上の裁判官が交代した場合の規定に基づき

- i、渡辺さんが、従前の口頭弁論での陳述のまとめと前回裁判の調書が法廷で発言されたことが正確に記述されていない事に付いての抗議を行いました。
- ii、ついで、小林さんが、従前に法廷で証言した藤沢市の吉田証人の再尋問の申請と同時に新たな証人申請(総務省及び環境省の担当者と熊本さん)を要請し、その背景資料として新たに5件の証拠書類を提出しました。

これに対し、裁判長は、被告の代理人に吉田証人の再尋問の必要性を求めたところ、不要との意見を受け、裁判長も不要との判断を下しました。この判断に対し、原告側は民事訴訟法第150条の履行を強く求めました。裁判長は暫時休憩(1回目)を宣言し、両陪席裁判官と数分協議し、原告側の申出を全面的に拒否しました。

原告側は、裁判長の説明に納得できない旨を述べ、同じく民事訴訟法第249条3項の規定に基づく異議申し立てをしたところ、この条文の運用をどうするかを協議するため、再び休憩を宣言(2回目)し10分以上の時間を使い協議を行なった結果、裁判所の判断としては、異議申し立てを認められないと判断を行いました。この説明に対し、原告側は裁判所の判断かと詰問したところ、裁判長は第1民事部の判断だと述べ結審を宣言を急ごうとしたので、原告側は法律を守ることを再度、強く求めましたが、裁判長はこれを拒否、10月14日、午後1時15分と次回判決の期日を指定し、裁判は終わりました。裁判は、当初30分の予定が、結審後の証人再尋問を巡って紛糾し1時間近くも延長して行われました。

原告、裁判長の証人申請却下に嚴重抗議

民事訴訟法には「合議体の裁判官の過半数の裁判官が代わった場合に於いてはその前の尋問をした証人について、当事者が更に尋問の申し出をしたときには、裁判所はその尋問をしなければならない」と規定されているにも係わらず、裁判長がこれを却下したことは、不当な訴訟指揮で有り、原告としては嚴重に抗議しなければならない問題であるが、訴訟の行方も考え、今回は、異議申し立てに留めたものです。

赤字経営の後始末・責任者は闇の中なのか！？

《PFI 方式で建てられた全国初の堆肥化施設「藤沢市有機質資源再生センター」(同市宮原)が稼働から実績二年で経営難に陥っている事が二十三日、分かった。堆肥にする剪定枝や生ごみの受け入れ量が少なく、採算ベースに乗らないためだ。二〇〇八年度までの累積損失は、約二億五千八百万円になる見込みだ。》

という記事が神奈川新聞に掲載されたのは、今年2月24日の事であった。これを受けて藤沢市は、3月15日地元宮原自治会の総会で《運営状況についての説明》を行い、24日には住民全体に説明会を行った。そして、この時の意見を踏まえた上で、3月30日に地元に「藤沢市有機質資源再生センター運営事業の改善計画」という文書を配布し、4月1日から市外の事業者(近隣のイトーヨーカ堂関係)からの食品残さの受け入れを始めた。

やり逃げの担当者達の責任は問われない！？→恩恵を被ったのは誰なのか！？

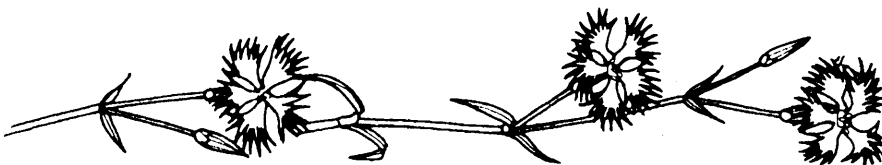
2004年に計画されたこの事業は、住民の過半数余りの反対にもかかわらず、国の通達事業で強行された。当時事業推進の為に奔走した担当者たちは、すっかり入れ替わり(退職や配置換え)、現在の担当者たちは尻拭いに四苦八苦している。3月15日に宮原地区だけに配布された文書には《本市の計画立案に甘さがあった事を真摯に受け止め・・・》という文言が書かれているが、建設に際して市民・議員の声を全く無視した藤沢市に、本当に“真摯に受け止める”体質があるかは疑問である。それは3月の説明会以降の対処の仕方でも明らか。3月に住民から「市外からの持ち込みは絶対反対!」という声も出ていたと言うにもかかわらず「時間が無かった。」との理由で、3月30日に《4月1日から原材料の一部を市外から持ち込む事を一中略一次の通り試行実施させていただきます》という通知を回覧しただけで強行してしまう体質からも伺えるが、ここは新しい担当者の倫理観に大いに期待する他ない。

補助金欲しさの、強行建設の失敗→市民と論議を尽くすより、国の意向に沿うことを選択! 事業

失敗の原因は、計画された当初からすでに私達住民が指摘してきた通りで、市議会においても、危惧を感じた議員が再三に渡って指摘してきたことである。

- ① 畜産農家では自家処理ができる→耕種農家への販売もあり
- ② 植木業・造園業らは、コスト高のために搬入を敬遠
- ③ 食品残さは、廃棄物全体の減少と減量化のために減少

住民の代弁者であるべき市行政が、住民の声に耳を傾けることなく、それぞれの担当者の思惑があったにせよ、国の言いなりに強行した結果、起こるべきして起こった事である。



「この施設は、本当は必要なかった。」とは言えない藤沢市

2004年3月12日、私達住民との話し合いの席上で、この建設の推進者である農水省の末次富雄氏は言った。(実行役は県の湘南地区農政事務所畜産部の竹本佳正氏)

「我々としては造ってみたい。15年で廃業になるようでは許可しない。」

↓

こうして、官僚たちの描いた施策に乗った藤沢市は「市が、困った畜産農家の要望により独自で考えてきたこと。県や国の指導ではない。」とうそぶきながら※①建設してしまった以上、何としてでも持ち直していかなければならないだろう。

※①農水省交渉(住民と農水省との直接交渉)の時に、『この計画は、藤沢市が立てた。藤沢独自の構想である。』と言っています。」と言ったところ、ある官僚が、「藤沢市が、独自でこのような計画は立てられない。こちらの指導やノウハウがなければ立てる能力などない。」と言い切った。《畜産環境総合整備事業実施要綱・同要領》に基づく通達事業で、県が指導。

今後の見通し

何とか続行させる為の対策として、経済部農業水産課では、同事業の経営立て直しを図るべく次の取り組みをするということだ。(7月29日住民説明会)

【経営改善に向けた管理体制】

- ① 市内の事業者等に積極的な営業活動を行う→余った堆肥を配ったという噂は嘘?
- ② 畜産農家をまわり、「この施設が何の為の施設なのか。」の理解を頂く→今頃!?
- ③ 植木業者に剪定枝の搬入を呼び掛ける→植木業者は計画推進の陳情をだしたのに!
- ④ 周辺への悪臭防止のための改善協議をする→「屋外へは出ません。」と豪語したのに!
- ⑤ 食品残さの受け入れ強化→減量化!減量化!と、あれ程叫んでいたのは嘘?

まとめ

7月29日に行われた住民説明会では、《食品残さを、市外から搬入する(イトーヨーカ堂分の増加)事によって稼働率が上がったために、黒字になった》と発表。しかし、肝心の家畜糞は、畜産農家の動物の頭数が減少していないのにもかかわらず、依然として搬入量は前年度を下回っている。「8月には、参加農家に集まってもらって再検討する。」との事だが、建設に際して各方面と合意が取れていなかったと見ざるを得ない。すでに施設が出来てしまっている以上、周辺への臭気問題・騒音問題・交通問題をクリアしながら、運営されていく他ないと多くの住民は思っている。

6月25日の住民説明会では「他の廃棄物処理施設への移行は、絶対にしないように!」との意見が出て、市当局は「それは絶対にあり得ません。」と回答したので、これは死守して欲しいものである。

御所見の環境を守る会
鹿島 佐貢子



武田新研究所に係る行政不服審査請求
その1 (その1:開発許可, その2:建築確認,
その3:指定事業所設置許可)

武田新研究所の開発許可(藤沢市)の
取消を求める審査請求の動向

審査庁:神奈川県開発審査会, 処分庁:藤沢市
関係法令:都市計画法・行政不服審査法

開発許可取消審査請求理由 申請人、09/2/17	弁明書、藤 沢市、 09/3/17	反論書、申請人、 09/4/15	再弁明書、 藤沢市、 09/5/19	口頭審理、申請人、09/8/4	口頭審理後補充資料、申請 人、09/8/11	備考
ア. 都計法第33条①項一の 「用途地域」	×	未対応				
イ. 都計法第33条①項三の 「排水施設」	×	藤沢市域での地形を無 視した盛土により、鎌倉 市域での雨水の溢水が 生ずる懸念を図で提示 (弁明書に対する反論と いうよりは、請求理由の 補充説明)。	×	雨水のみならず汚水(実験系 排水)の面にも改めて注意を むける。		
ウ. 都計法第33条①項七の 「地盤の改良」	×	未対応				
エ. 藤沢市指導要綱に係わ る手続	×	未対応		指導要綱により結ばれた協議 書第4条(排水設備等)は、都 計法第32条の「同意」に該当 するが、大清水浄化センター 協定に違反し無効である。 よって、都計法第33条柱書に いう「申請の手続」には違反が 生ずるから、開発許可は取消 されねばならない。(口述の み、資料なし)	左欄の口頭での主張を裏付 ける資料として、協議書第4条 (排水設備等)や大清水浄化 センター協定等を添付しつ つ、主張の明確化を図る。	藤沢市から8月下旬に 再々弁明書が提出され、 また、9月8日には開発審 査会が非公開で開催さ れ、裁決が検討される模 様。その日に結決が出な い場合には、裁決は10月 下旬にずれ込む可能性あ り。
その他	申請人適格 なしを主張	未対応				

ア. 都市計画法第33条①項一の「用途地域」に係わり、工業専用地域に託児所の無謀。

イ. 都市計画法第33条①項三の「排水施設」に係わり、不完全処理バイオ排水による広域汚染。

ウ. 都市計画法第33条①項七の「地盤の改良」に係わり、TOFT工法による周辺地液状化の深刻化。

エ. 藤沢市開発行為及び中高層建築物の建築に関する指導要綱に係わる手続上の瑕疵。

藤沢探鳥クラブ 30 周年記念講演会開催

毎月、定期的（第 1 第 3 日曜日）に藤沢周辺のバードウォッチングを続けている藤沢探鳥クラブが 30 周年を迎えました。記念講演会が開かれ、多数の人が参加しました。ホームページには観察日に出会えた鳥のいきいきとした姿がカラー写真で捉えられています。これからも藤沢の貴重な鳥を観察、保護し続けていってほしいと願っています。（青柳）

ホームページ <http://park5.wakwak.com/~obashizen/index.html>

藤沢探鳥クラブ 30 周年記念講演会について

日時：2009 年 8 月 16 日（日）14:00～16:30

場所：藤沢市民会館第 2 展示ホール

行事：

*講演会

「アオバトのふしぎ」

齋藤常實氏、金子典芳氏（こまたん会員）

「湘南の鳥、今・昔」

浜口哲一氏（日本野鳥の会神奈川支部顧問）

*展示

藤沢探鳥クラブ 30 年の歴史および現在の活動内容

協力団体「川名自然フォーラム」活動内容

会員作品展示…写真、絵画、俳句

来場：会員、非会員多数 総人数 200 人超

藤沢市在住者以外の参加者多数



多くの方々にご来場いただきましたこと、心から感謝とお礼を申し上げます。

30 年間の藤沢探鳥クラブの活動の歴史および川名・新林地域の環境の著しい変化を、歴代代表の挨拶、浜口哲一様のご講演の中から確認するとともに、藤沢市に残された大事な川名緑地をこれからも観察を続けながら守っていききたいと気持ちを新たにいたしました。

（藤沢探鳥クラブ藤山記）

ECONET INFORMATION

(低炭素都市づくりをめざして)

地球温暖化防止シンポ「温暖化を防止し生命を育む森の未来のために」

基調講演 小林紀之氏 (日本大学法科大学院教授)

パネリスト 山根正伸氏 (県自然環境保全センター研究部)

江原 誠 氏 (NPO 国際環境 FOE JAPAN)

とき 9月6日(日) 13:00~15:00

場所 横浜弁護士会館大会議室 無料

主催 日本弁護士連合会 共催 横浜弁護士会



ゴミ有料化裁判

10月14日(水) 13:15~

横浜地方裁判所

判決日が決まりました。

傍聴をお願いします

武田問題対策連絡会

9月7日(月) 18:30~

市民活動推進センター

連絡先 武田問題対策連絡会 ☎ 87-4922

生物多様性一年前シンポ

生物多様性2010年目標と日本の経験

とき 9月6日(日) 10:00-18:00 参加費 500円

ところ 東京大学 弥生講堂一条ホール

主催/申し込み 国際自然保護連合 日本委員会

メール event2009@iucn.jp

神奈川県母親大会

映画「不都合な真実」上映

記念講演 二宮淳美さん

9月5日(土) 10時から

平塚市民センター

問合せ 第54回県母親大会

実行委員会 045-641-8815

相模湾地域の空気を考える会報告会

10月25日(日) 14:00~ 市民会館第2学習室にて

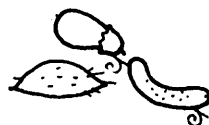
バスツアー 次世代への環境を考え、日々学びあうキャンパスへ

見学先 東京農業大学 「食と農」博物館

とき 10月3日(土) 8:20

集合 藤沢市役所本館玄関前 無料 弁当=各自用意

主催/申し込み 藤沢市放射能測定器運営委員会 ☎ 43-4778 田熊



藤沢エコネットから

コンビニ調査検討会 9/17(木) 16:00から 市民活動推進センター

会員募集→会費3000円 振込口座は→郵便局へ→00240-9-46501 藤沢エコネット

次回事務局会議

9月17日(木) 18:30~ 市民活動推進センター会議室

《編集後記》暑い8月30日に行われた衆議院総選挙の結果が出た。予想どおりに自民・公明の対決で歴史的な民主党政権となる。党のマニフェストどおりに「公共事業を見直し」や「農作物の自給率向上」「雇用の安定」そして「子育て支援」「医療福祉の向上」など必ず実現して欲しい。環境破壊や温暖化防止をどう進めるかも注目。いずれにしてもこの政権が長続きしなければ成り立たない。民意を聞いて清潔な透明な政治を望む。(H)